

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九七

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年改正条例附則第五項から第七項までの規定が適用される間の読替え）

第十二条 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第三号中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第五十七号）附則第五項から第七項までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。